

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公開番号】特開2013-228945(P2013-228945A)

【公開日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2012-101589(P2012-101589)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 06 F 3/048 (2013.01)

【F I】

G 06 F 13/00 6 5 0 A

G 06 F 3/048 6 5 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月13日(2013.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータを、

表示部を有する第1の装置及び第2の装置において仮想の付箋を表示する付箋情報と、前記第1の装置及び前記第2の装置に前記付箋の背景として表示される仮想の台紙を表示する情報であって、前記仮想の台紙上に表示される前記付箋に対応した付箋情報が関連付けられる台紙情報とを記憶する記憶手段と、

前記第1の装置において複数の前記台紙情報をから選択された台紙情報を前記第1の装置の表示部に表示し、前記第2の装置において付箋情報を送信する送信先の台紙情報として選択された台紙情報を前記第2の装置に表示する台紙情報表示手段として機能させるための台紙管理プログラム。

【請求項2】

前記記憶手段は、第1の装置において台紙情報として選択された台紙情報を特定する第1の装置台紙情報と、前記第2の装置において付箋情報を送信する送信先の台紙情報として選択された台紙情報を特定する第2の装置台紙情報とを更に記憶し、

前記第1の装置において台紙情報が選択された場合、当該選択された台紙情報に基づいて前記第1の装置台紙情報を更新し、前記第2の装置において送信先の台紙情報が選択された場合、当該選択された台紙情報に基づいて前記第2の装置台紙情報を更新する更新手段として機能させるための請求項1に記載の台紙管理プログラム。

【請求項3】

前記台紙情報表示手段によって前記第1の装置において表示されている台紙情報が、優先されるべきものであって、当該台紙情報への付箋情報の追加を受け付ける場合、前記第1の装置において第1の修飾表示とともに前記台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1又は2に記載の台紙管理プログラム。

【請求項4】

前記第四情報表示手段によって前記第1の装置台紙情報において表示されている台紙情報が優先されるべきものとして選択されたものでなく、前記台紙情報への付箋情報の追加を受け付ける場合、前記第1の装置において強調度が前記第1の修飾表示と異なる第2の

修飾表示とともに前記台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 3のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項5】**

前記第2の装置台紙情報において、前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置で表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置に前記第1の修飾表示とともに当該台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 4のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項6】**

前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置に表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、又は前記第1の装置で非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置において、強調度が前記第1の修飾表示と異なる第2の修飾表示とともに当該台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 5のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項7】**

前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が、前記第1の装置に非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、前記第2の装置において、前記第1の修飾表示との強調度の差が、前記第2の修飾表示よりも大きい第3の修飾表示とともに当該台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 6のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項8】**

前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置で表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置において第1の修飾表示とともに当該台紙情報に対する操作用画像を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 7のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項9】**

前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置に表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、又は前記第1の装置で非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置において強調度が前記第1の修飾表示と異なる第2の修飾表示とともに前記台紙情報に対する前記操作用画像を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 8のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項10】**

前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置に非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、前記第1の修飾表示との強調度の差が、前記第2の修飾表示よりも大きい第3の修飾表示で前記第2の装置において前記台紙情報に対する前記操作用画像を表示させる表示制御手段として機能させるための請求項1 - 9のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項11】**

前記第2の装置で選択された台紙情報に該第2の装置で作成され送信先に送信していない付箋情報の関連付けを行う記憶手段として機能させるための請求項1又は2に記載の台紙管理プログラム。

**【請求項12】**

表示部を有する第1の装置及び第2の装置において仮想の付箋を表示する付箋情報と、前記第1の装置及び前記第2の装置に前記付箋の背景として表示される仮想の台紙を表示する情報であって、前記仮想の台紙上に表示される前記付箋に対応した付箋情報が関連付けられる台紙情報を記憶する記憶手段と、

前記第1の装置において複数の前記台紙情報をから選択された台紙情報を前記第1の装置の表示部に表示し、前記第2の装置において付箋情報を送信する送信先の台紙情報として

選択された台紙情報を前記第2の装置に表示する台紙情報表示手段とを有する台紙管理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

[1] コンピュータを、

表示部を有する第1の装置及び第2の装置において仮想の付箋を表示する付箋情報と、前記第1の装置及び前記第2の装置に前記付箋の背景として表示される仮想の台紙を表示する情報であって、前記仮想の台紙上に表示される前記付箋に対応した付箋情報が関連付けられる台紙情報とを記憶する記憶手段と、

前記第1の装置において複数の前記台紙情報から選択された台紙情報を前記第1の装置の表示部に表示し、前記第2の装置において付箋情報を送信する送信先の台紙情報として選択された台紙情報を前記第2の装置に表示する台紙情報表示手段として機能させるための台紙管理プログラム。

[2] 前記記憶手段は、第1の装置において台紙情報として選択された台紙情報を特定する第1の装置台紙情報と、前記第2の装置において付箋情報を送信する送信先の台紙情報として選択された台紙情報を特定する第2の装置台紙情報とを更に記憶し、

前記第1の装置において台紙情報が選択された場合、当該選択された台紙情報に基づいて前記第1の装置台紙情報を更新し、前記第2の装置において送信先の台紙情報が選択された場合、当該選択された台紙情報に基づいて前記第2の装置台紙情報を更新する更新手段として機能させるための前記[1]に記載の台紙管理プログラム。

[3] 前記台紙情報表示手段によって前記第1の装置において表示されている台紙情報が、優先されるべきものであって、当該台紙情報への付箋情報の追加を受け付ける場合、前記第1の装置において第1の修飾表示とともに前記台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]又は[2]に記載の台紙管理プログラム。

[4] 前記第四情報表示手段によって前記第1の装置台紙情報において表示されている台紙情報が優先されるべきものとして選択されたものでなく、前記台紙情報への付箋情報の追加を受け付ける場合、前記第1の装置において強調度が前記第1の修飾表示と異なる第2の修飾表示とともに前記台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[3]のいずれかに記載の台紙管理プログラム。

[5] 前記第2の装置台紙情報において、前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置で表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置に前記第1の修飾表示とともに当該台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[4]のいずれかに記載の台紙管理プログラム。

[6] 前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置に表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、又は前記第1の装置で非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置において、強調度が前記第1の修飾表示と異なる第2の修飾表示とともに当該台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[5]のいずれかに記載の台紙管理プログラム。

[7] 前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が、前記第1の装置に非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、前記第2の装置において、前記第1の修飾表示との強調度の差が、前記第2の修飾表示よりも大きい第3の修飾表示とともに当該台紙情報を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[6]のいずれかに記載の台紙管理プログラム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

[8]前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置で表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置において第1の修飾表示とともに当該台紙情報に対する操作用画像を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[7]のいずれかに記載の台紙管理プログラム。

[9]前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置に表示中かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、又は前記第1の装置で非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されている場合、前記第2の装置において強調度が前記第1の修飾表示と異なる第2の修飾表示とともに前記台紙情報に対する前記操作用画像を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[8]のいずれか1項に記載の台紙管理プログラム。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

[10]前記第2の装置台紙情報において前記送信先として選択された台紙情報が前記第1の装置に非表示かつ前記台紙情報が優先されるべきものとして選択されていない場合、前記第1の修飾表示との強調度の差が、前記第2の修飾表示よりも大きい第3の修飾表示で前記第2の装置において前記台紙情報に対する前記操作用画像を表示させる表示制御手段として機能させるための前記[1]-[9]のいずれかに記載の台紙管理プログラム。

[11]前記第2の装置で選択された台紙情報に該第2の装置で作成され送信先に送信していない付箋情報の関連付けを行う記憶手段として機能させるための前記[1]又は[2]に記載の台紙管理プログラム。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

[12]表示部を有する第1の装置及び第2の装置において仮想の付箋を表示する付箋情報と、前記第1の装置及び前記第2の装置に前記付箋の背景として表示される仮想の台紙を表示する情報であって、前記仮想の台紙上に表示される前記付箋に対応した付箋情報が関連付けられる台紙情報とを記憶する記憶手段と、

前記第1の装置において複数の前記台紙情報をから選択された台紙情報を前記第1の装置の表示部に表示し、前記第2の装置において付箋情報を送信する送信先の台紙情報として選択された台紙情報を前記第2の装置に表示する台紙情報表示手段とを有する台紙管理装置。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1-7又は12に係る発明によれば、第1の装置で表示する台紙情報を切り替え

ながら議論を進める会議において、送信先の台紙情報を指定して第2の装置から第1の装置に付箋情報を送信する場合でも、付箋情報の送信先の台紙情報と第1の装置に表示されている台紙情報との対応関係を把握することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項8、9に係る発明によれば、第2の装置の操作用画像において、第1の装置に表示された情報と、第2の装置に表示された情報との対応関係を表示することができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項10に係る発明によれば、第2の装置の操作用画像において、第1の装置に表示された情報と、第2の装置に表示された情報との対応関係を請求項4に比べて詳細に表示することができる。

請求項11に係る発明によれば、第2の装置で選択された台紙情報に第2の装置で作成され送信先に送信していない付箋情報の関連付けを行うことができる。